



一律の基準なし

東日本大震災では、津波による溺死など直接死の死者が大半だったが、熊本地震では死者277人のうち8割が災害関連死。24年1月の能登半島地震でも、石川県内の死者527人（3月4日時点）のうち、災害関連死が56%を占めた。

その災害関連死の認定を巡り、「自治体によって判断基準にばらつきがある」と指摘されている。

審査会は市町村が条例に基づいて設置し、学者や弁護士、医師で構成。国は一律の審査方法や認定基準を設けておらず、自治体ごとの判断に委ねられている。

だが、「災害で明らかに死期を早めた」と医学的に判断

といった文言を含む厳しい基準を定める自治体も。東日本大震災で被災者支援に携わり、審査会委員の経験もある在間文康弁護士（第二東京弁護士会）は「被災者の状況は千差万別なのに、基準に拘束され、実態に即さない判断が下される恐れがある」と懸念する。

そもそも、審査会の設置根拠となる条例の規定がない市町村も目立つ。24年3〜4月の共同通信の調査では、全国の政令指定都市や中核市の計87市区のうち、約半数の42市は規定がなかった。国は19年、条例規定を努力義務化した。進んでいないのが実情だ。迅速で適切な審査ができな

①能登半島地震の2日後、避難所で疲れた表情を見せる被災者＝石川県能登町で

②能登半島地震後、足湯とハンドマッサージを受ける避難所生活中的女性③＝石川県穴水町で



審査会設置 根拠条例ない自治体も

ば、遺族の生活再建にも影響しかねない。

能登半島地震で被害が大きかった奥能登地方の2市2町でも、発生時に条例規定がなかった。その後、条例規定などを進め、5月から2回、奥能登を含む12市町が合同審査会を開くようになった。審査会の担当者は「本来は市町村ごとに行うが、被害が広範囲で、事務作業の負担も大きい。審査基準の差異を生じさせないためにも、統一した」と説明する。

各地で審査会設置への備えが遅れている状況につい

「過去検証し支援体制見直しを」

て、内閣府の担当者は「引き続き、都道府県を通じて呼びかけていく」とする。

先の在間弁護士は「平時から条例整備、被災者の状況を把握できる委員の選定、審査のあり方の検討を進めておく必要がある」と訴える。審査基準は硬直化した内容ではなく、「基本的な判断枠組みや事実関係の把握方法を定めた指針がふさわしい」と提案する。

「本来は認められるケースが見落とされることはあってはならない」

過去の災害関連死から、学ぶべきこともある。

東京女子大の広瀬弘忠名誉教授（災害リスク学）は、災害関連死の認定の意義を「弔慰金や支援金が交付されるだけでなく、遺族にとっては災害が原因と公的に認められることで心理的な落ち着きを得られる面もある」と強調。「単に認定して弔慰金を支給して終わり」と区切るのではなく、認定後の遺族へのケアも含め、行政による調査と記録、記憶に残していくことは重要だ」と説く。

東日本大震災以降、災害関連死の取材を続けるノンフィクションライター山川徹さんも「災害関連死は、平時の福祉や防災政策の失敗事例と受け止めることが大事」とし、過去の事例の検証を重要視する。

たとえば、死亡時の生活拠点は避難先とは限らない。内閣府の調査では、熊本地震で認定された災害関連死のうち、避難所は4.6%だったのに対し、自宅などが37.2%。公的支援の目が届きにくかった可能性がある。また、災害から数年たって死亡するケースも珍しくない。

「どう亡くなったのかを検証し、災害時の医療体制や被災者支援政策に具体的に生かしていく必要がある。教訓として見直していくことは、市町村の強靱化にもつながるはずだ」

東日本大震災以降、災害関連死の取材を続けるノンフィクションライター山川

テキスト

災害関連死の概念が生まれた阪神大震災から30年。劣悪な避難所環境を含め、対策はいまだ不十分だ。石破茂首相は「日本を世界一の防災大国にする」とし、防災省の新設を目指す。聞こえのいい政策を掲げるだけでなく、被災者の声に耳を傾け、過去を検証する地道さが求められる。（北）

直接死の数を上回ることに

被災後に心身の負担などが原因で亡くなる「災害関連死」。近年の災害では直接死よりも犠牲者数が上回ることがあるにもかかわらず、市町村ごとに認定基準がばらつき、被災を想定した審査体制が整っていないのが現状だ。遺族や専門家からは、過去の事例を教訓とした備えを求める声が上がっている。

(太田理英子)



熊本地震で亡くなった次女花梨ちゃんの写真を背に語る宮崎さくらさん

東京都内で

認定ばらつく 災害関連死

「地震は花梨が生きる可能性を奪った。どうか花梨のことを知ってほしい。二度と同じことが起きないように」。2月末、東京都内であったシンポジウムで、熊本県合志市の宮崎さくらさん(45)は強く訴えた。2016年4月の熊本地震で、心臓の病気があった次女花梨ちゃん(当時4)をなくした。

花梨ちゃんは熊本市内の入院先で被災。2度目の震度7の揺れが襲った同月16日、病院の倒壊の恐れから、県外への転院を余儀なくされた。3時間弱の搬送中、腹膜透析を中断し、人工呼吸器の代わりに医師が手動ポンプで酸素を送った。容体はどんどん悪化し、転院から5日後、花梨ちゃんは息を引き取った。後に、災害関連死と認められた。

災害関連死は、生活環境の変化や避難生活による心身の負担で体調が悪化して亡くなり、災害が原因と認められる事例。市町村の審査会が判断し、認定されれば災害弔慰金支給法に基づき、直接死と同様に遺族に弔慰金が支払われる。金額は死者が生計を維持する

4歳次女 亡くした母 申請・証明の負担大きく

却下 覆した妻 「ストレスのリスク 理解を」

人の場合は500万円、それ以外は250万円となる。

1995年の阪神大震災以降に認定が始まったとされるが、内閣府が災害関連死を定義づけたのは2019年。宮崎さんは被災から1カ月後に親戚から聞かされるまで、その言葉を知らなかったという。

認定されても花梨が帰ってくるわけではない。当初は申請に後ろ向きだったが、家族に「花梨は病気に負けたわけじゃないと認めてもらおう」と背中を押され、「がんばって生きた証しに」と決意した。

約2カ月かけて医療機関から書類を集め、被災から死亡までの経緯もまとめ、申請。約1カ月後、認められた。「喪失感の中、何度もつらかった時を思い出して証明するのは大きな負担だった」。それでも認定されたことで、「心の整理ができたのは確か」という。

一方、自治体に認定されず、闘った遺族もいる。

シンポジウムにオンライン参加した川澄恵子さん(60)は、11年の東日本大震災から9カ月後に夫(当時56)をなくした。

岩手県陸前高田市で被災。親族3人を亡くし、経営していたリサイクルショップが津波で流された。仮設店舗での営業再開を目指す中、夫はストレスによる帯状疱疹に悩まされた。その後、急性心筋梗塞で倒れ、回復することはなかった。

知人に災害関連死について教えられて市に審査を申請したが、結果は「関連性なし」。持病の高血圧の服薬をしていなかったことなどが原因と判断された。「納得できない」。川澄さんは13年、不支給決定の取り消しを求めて提訴した。

夫の通院先は被災し資料が入手できなかったが、薬剤師の証言などを集めて立証。盛岡地裁は15年3月、「生活環境の変化に伴うストレスなどで持病が悪化した」という川澄さんの主張を全面的に認めた。「ようやく私の気持ち、夫の死に寄り添い、丁寧に調べてもらえた」

川澄さんは長期のストレスがもたらすリスクを強調する。「被災者は(元気に見えても)静かに心をわしづかみにされている。専門性の高い支援者が必要」